（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条　法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあっては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ⑿、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　商工組合中央金庫の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑱までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑮　略］

⑯　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。）

⑰　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

⑱　［略］

ハ　［略］

［四～七　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑮　同上］

⑯　信託勘定有価証券残高［加える。］

⑰　［同上］

ハ　［同上］

［四～七　同上］

2　［同上］

附　則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第六号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）及び資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（労働金庫の付随業務）	（労働金庫の付随業務）
第四十二条　［略］	**第四十二条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］